

授業料無償制度見直しに関するお知らせ

平成 25 年 11 月 27 日に国会で授業料無償制度の見直しに関する法案が可決・成立しました。これは、「現行の授業料を徴収しない制度を廃止して、新たに所得制限を設け、世帯の収入が 910 万円以上の場合には授業料を徴収し、910 万円未満の場合は国が授業料相当分を負担する」ものです。また、この制度のほか、低所得者世帯に対して奨学のための給付金を支給する制度も新設される予定です。いずれも来年度の入学生から適用されますので、現在籍者の皆様には適用されませんが、新制度を広く理解していただくために概要をお知らせするものです。

(2013/12/13 更新)